

令和7年度国土交通省税制改正要望(都市局関連部分)

I . 豊かな暮らしの実現と個性をいかした地域づくり

都市の魅力の向上と活力ある地域づくり

○2027年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置

2027年に横浜で開催される国際園芸博覧会の円滑な準備及び開催に資するよう、過去に開催された国際博覧会を参考にしつつ、参加者等に対して所要の措置を講じる。

【法人税・所得税・法人住民税・個人住民税・事業税・事業所税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税・国有資産等所在市町村交付金・自動車税・軽自動車税】
・国際園芸博に係る活動に関して課税されないようにするなど、公式の参加者、博覧会協会等による円滑な準備・開催のために国税・地方税に関して必要な措置を講じる。

○脱炭素都市再生整備事業を促進するための民間都市開発推進機構の金融支援業務に係る特例措置の拡充

都市の脱炭素化を一層促進するために拡充された民間都市開発推進機構の支援業務について、収益事業の範囲から除外する措置を講じる。

【法人税・法人住民税・事業税・事業所税】
・民間都市開発推進機構の共同型都市再構築業務について、改正都市再生特別措置法において拡充される範囲※についても、従来と同様に収益事業の範囲から除外。
※緑地等管理効率化設備、再生可能エネルギー発電設備等を追加

II . 主要項目以外の項目

- 災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長(不動産取得税)
- 市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の延長(固定資産税等)
- 市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置の延長
(固定資産税)
- 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長(法人税)

以上